

令和4年5月 CIAJ-P 第0021号

# デジタルインフラ整備基金助成事業 実施マニュアル

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（デジタルインフラ整備基金助成金）関係

第1版

令和4年5月13日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

（総務省 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 基金設置法人）

# 目次

<b>I 総論</b>	
1 本マニュアルの位置づけ	2
2 創設の背景	2
3 施策の基本的考え方	2
4 助成事業の全体フロー	4
<b>II 事業の組成</b>	
1 策定する計画について	5
2 施設等の運用・利用	5
3 体制の検討及び財産処分の制限	5
4 ランニングコストの負担	5
5 他の国庫補助金との併用	5
6 通信ネットワークの強靱化等に資するデジタルインフラ	6
7 サイバーセキュリティ対策等に関する留意点	6
<b>III 公募（交付）申請</b>	
1 助成対象地域・助成事業主体	7
2 事業実施期間	10
3 助成対象範囲・経費	10
4 助成事業における利益排除について	17
5 消費税仕入控除税額	18
6 当該助成事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	18
7 助成額	19
8 申請の手続について	19
<b>IV 交付決定後</b>	
1 契約について	26
2 計画変更等について	26
3 差金回収について	27
4 各種報告について	27
<b>V 実績報告</b>	
1 実績報告書の作成について	28
2 経理等について	32
<b>VI 問い合わせ先・申請書類の提出先</b>	
1 問い合わせ先・申請書類提出先	33
2 助成事業に係る省庁問合せ先	33

## I 総論

### 1 本マニュアルの位置づけ

デジタルインフラ整備基金助成事業の事務手続きについては、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和4年1月21日総基デ第3号。以下「交付要綱」という。）及び特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（令和4年5月CIAJ-Pデ第0011号。以下「交付規程」という。）によるほか、このマニュアルに基づいて助成事業を実施する。

### 2 創設の背景

地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」について、これを支えるデジタルインフラの整備は不可欠といえる。デジタルインフラの中でも特にデータセンターや、5G、光ファイバ、海底ケーブルといった通信インフラについては、総務省が令和4年3月に「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を公表して整備の推進などに取り組むとしている。

令和3年12月に成立した令和3年度補正予算において総務省は、「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」を実施するとした。本事業は、東京圏以外へのデータセンター、海底ケーブル陸揚局、インターネットエクステンジの設置と、太平洋側以外への海底ケーブル敷設を支援することで、海底ケーブルで日本を周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」の構築等を通じ、通信ネットワークの強靱化やデジタルインフラの東京圏一極集中の是正を図るものとされている。そして、データセンター等のデジタルインフラの構築は複数年度にわたる工期となることなどから、総務省は、公募により定めた基金設置法人に設置した「デジタルインフラ整備基金」（以下「基金」という。）を通じてデジタルインフラの整備支援を行うこととした。

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）は、基金の基金設置法人として令和4年3月に総務省から決定を受けたことから、交付規程及び本マニュアルを制定し、基金によるデジタルインフラの整備支援である「デジタルインフラ整備基金助成事業」（以下「助成事業」という。）を実施する。

なお、助成事業は、国から「特定電気通信施設等整備推進基金補助金」の交付を受けてCIAJに設置された基金を財源として「デジタルインフラ整備基金助成金」（以下「助成金」という。）を交付するものであることから、この助成金の交付を受ける者は適化法第2条第6項に規定される「間接補助事業者等」に該当する。

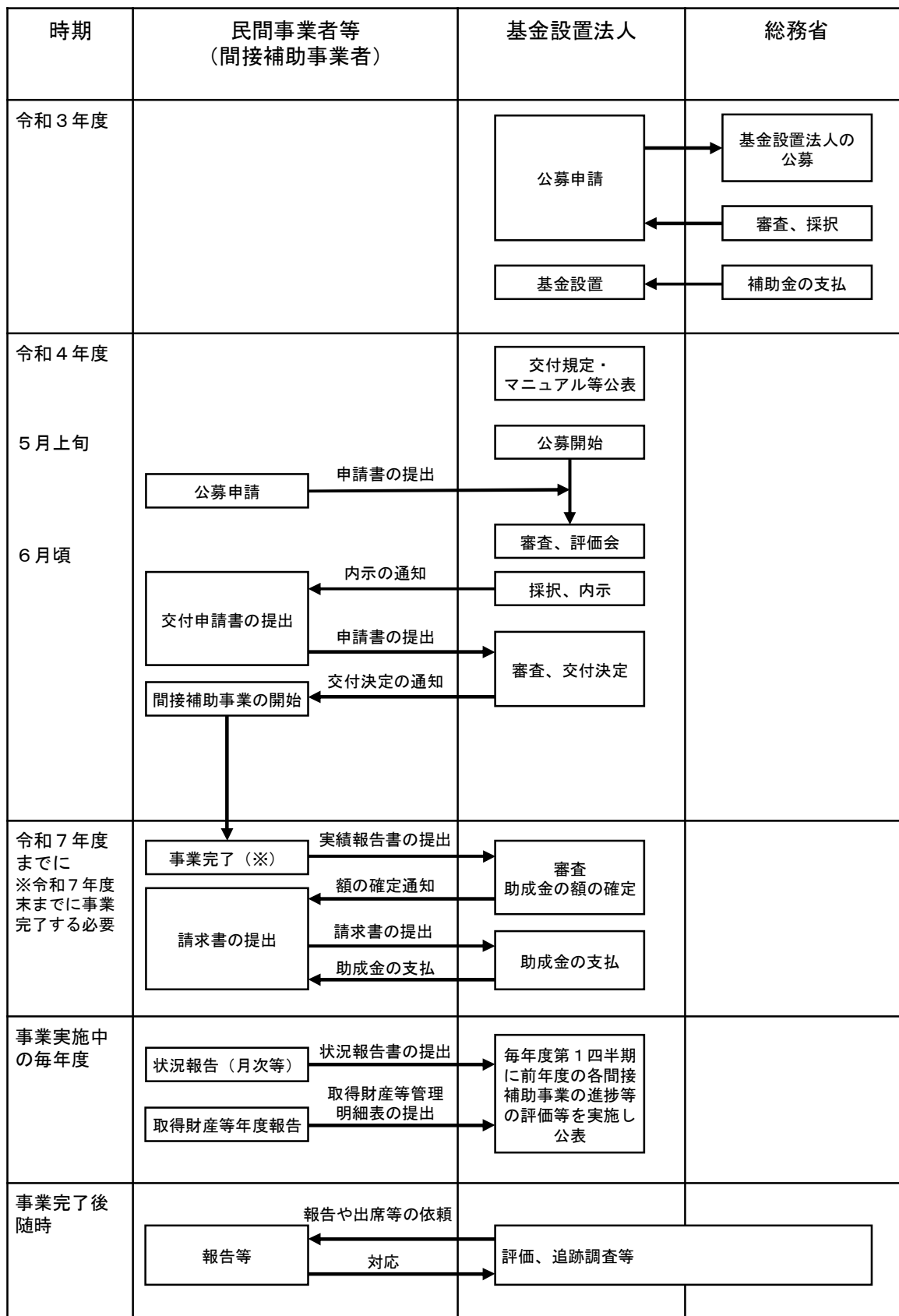
### 3 施策の基本的考え方

基金は通信ネットワークの強靱化やデジタルインフラの東京圏一極集中の是正を図ることを目的としているものであるが、助成金の交付対象となる施設又は設備等が地方に構築さ

れることのみで政策目的が達成されるものではなく、それらが構築後に適切に運用・利用されなければならない。このため、助成金の交付は、その交付を受けようとする施設又は設備等の構築の計画だけでなく、構築後の運用や利用の計画も踏まえてなされる必要がある。

4 助成事業の全体フロー

(1) 令和4年5月公募（データセンター等）の予定フロー



## II 事業の組成

本章では助成金の交付を希望する基金事業の組成に当たって留意する事項を示す。

### 1 策定する計画について

#### (1) 間接補助事業実施計画

助成事業はデータセンター等のデジタルインフラの構築を支援するものであり、その構築には通常、複数年度にわたる工期を要することが想定されることから、助成金の交付を希望する基金事業により構築される施設等の竣工等までの計画を策定する必要がある。

#### (2) 施設等運用等計画

基金は、助成金の交付対象となる施設又は設備等が地方に構築されることのみで設置目的が達成されるものではなく、それらが構築後に適切に運用・利用されなければならない。このため、(1) 間接補助事業実施計画と併せて、構築された施設等が長期にわたって安定的かつ適切に運用され、活用されるための計画をあらかじめ策定する必要がある。

### 2 施設等の運用・利用

業態上、データセンターや海底ケーブル陸揚局は竣工時において必ずしも、その能力や容量の全てを使用して情報通信設備を設置するものではない。しかしながら、国庫支出を伴って設置された施設であることから、その施設は有効に活用されるべきである。このため、特にデータセンターや海底ケーブル陸揚局については、その竣工後、継続的にその運用・利用について追跡調査を受けることとなる。

### 3 体制の検討及び財産処分の制限

特にデータセンター、海底ケーブル陸揚局、海底ケーブルについては、その構築や構築後の運用・活用において複数の主体が関与することが想定される。基金は国庫支出を伴って設置されたものであることから、助成金を受けて取得した財産等は適化法による財産処分の制限を受けるため、助成金の交付を申請する者の設定には十分な検討が必要である。

### 4 ランニングコストの負担

助成事業は、デジタルインフラの整備に係る初期整備コストに対して助成を行うものであり、当該設備の維持に係る経費やリース料など、いわゆるランニングコストは助成対象とならない。

### 5 他の国庫補助金との併用

基金は国庫支出を伴って設置されたものであることから、本助成事業と他の国庫補助金の併用に当たっては、同一箇所に二重に国庫補助が適用されないようにしなければならない。このため、他の国庫補助金を併用する場合、助成の交付申請に当たっては、その旨を申告するとともに、本助成事業と他の国庫補助金のそれぞれについて適用箇所を明らかにする必要がある。

## 6 通信ネットワークの強靱化等に資するデジタルインフラ

基金は、通信ネットワークの強靱化やデジタルインフラの東京圏一極集中の是正を目的としていることを踏まえれば、助成金の交付の対象となるデジタルインフラの用途は一定の制限を設けざるを得ない。特にデータセンターは、その用途が多様であることから、本マニュアルにおいて、その詳細を示す。

## 7 サイバーセキュリティ対策等に関する留意点

助成事業で設置される施設及び設備、並びにこれらに接続される海底ケーブルについては安全かつ安心して利用できるものとする必要があり、これらについて、サプライチェーンリスク対策、サイバーセキュリティ対策及び物理セキュリティ対策が十分講じられるものでなければならない。

### Ⅲ 公募（交付）申請

#### 1 助成対象地域・助成事業主体

##### （1）助成対象地域

次の表の左欄に掲げる事業の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる地域を助成対象とする。

① 特定電気通信施設整備事業（データセンター、サーバ等、IX）	東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県の全域を除く地域。  ※多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第22条第1項に規定される東京圏の区域を有する都県であって特定電気通信施設における専らサーバ等を設置するための区画の延床面積の総計について、全都道府県に占める割合が1%を超える都県の全域以外の区域。
② 水底線路陸揚局整備事業（海底ケーブル陸揚局）	
③ 水底線路整備事業（海底ケーブル）	太平洋側以外の水域。  ※具体的には、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県及び宮崎県の沿岸水域以外の水域。

##### （2）助成事業主体

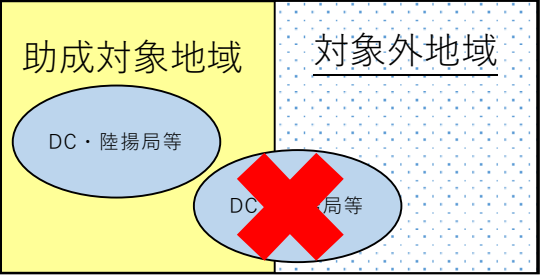
助成金の交付の申請（公募申請）を行うことができる者（助成事業主体）は、民間事業者（民間事業者の連携主体（助成金にかかる事務の処理をその代表となる民間事業者に委託して実施することを約した複数の民間事業者をいう。）を含む。以下「民間事業者等」という。）である。

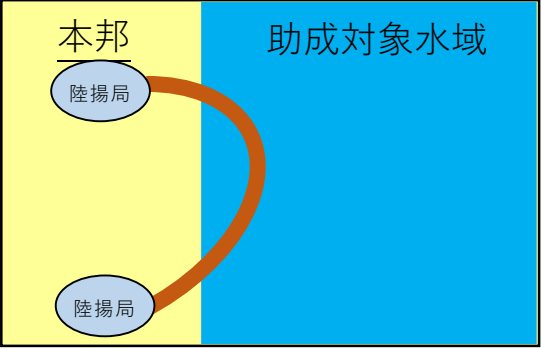
助成事業主体は、助成金の交付の決定を受けて間接補助事業者となった後には適化法等の規定が適用され、特に施設等の竣工後においては助成金を受けて取得した財産等について適切な管理が求められるとともに、その処分には制限を受けるだけでなく、当該施設等の活用等に係る追跡調査等への対応等も求められることから、助成金の交付の申請、事業（間接補助事業）の実施及び状況報告、竣工後の長期にわたる施設等の管理、施設等の活用等に係る追跡調査等に一贯して対応できなければならない。このため、助成事業主体は、「法人格」を具備しなければならない。

さらに、助成事業は、データセンター、海底ケーブル、陸揚局、インターネットエクステンションといった我が国の通信ネットワーク等の重要な要素を構築するものであり、竣工後、助成事業主体は、これらの施設等を保有し、長期にわたって運用することから、助成事業主体は、助成金の交付の申請（公募申請）の際には、当該助成事業主体自身の詳細（当該主体の事業目的、事業内容、事業実績、役員、主な出資者、財務状況等）を明らかにする等し、助成事業主体としての適性を説明する必要がある。



(3) 助成対象地域の事例

<p>ア. データセンター等・陸揚局について</p> 	<p>特定電気通信施設整備事業及び水底線路陸揚局整備事業について、データセンターや陸揚局等の施設の敷地全域が助成対象地域に含まれていなければ助成対象とならない。助成対象外地域と助成対象外地域にまたがる施設等は助成対象外となる。</p>
--	---

<p>イ. 海底ケーブルについて</p> <p>交付対象エリア</p> 	<p>水底線路整備事業について、海底ケーブルは、その位置する地域（水域）全域が助成対象地域（水域）でなければならない。また、当該海底ケーブルに係る陸揚局は全て本邦内に設置されなければならない。</p>
--	--

(4) 施設等の共有等について

助成金の交付を受けて設置する施設等について、その共有等は一定の場合について認められる。以下に掲げる以外の場合は、基金設置法人に確認すること。

① 一の施設等を複数の間接補助事業者が協働して設置する場合

例えば、一の陸揚局を複数の間接補助事業者が協働して設置し、当該陸揚局を共有して使用することは認められる。この場合、複数の間接補助事業者間の経費等の按分方法を当該方法での設定となった理由とともに明確にするだけでなく、責任分界も明らかにしなければならない。さらに、助成金の交付の申請（公募申請）は、原則として、助成金の交付を受けることを希望する助成事業主体それぞれが、複数の助成事業主体で協働して設置する施設等である旨を添えて基金設置法人に宛てて行うこととする。

② 助成金の交付を受けて設置した施設等を貸し出す場合

例えば、データセンターや陸揚局の一棟貸し、コロケーション、サーバ等のホスティングやハウジング、海底ケーブルの芯線貸し、帯域貸し等は、一般的な業態であり認められるが、助成金の交付の申請（公募申請）時に施設等の用途としてあらかじめ施設等運用等計画に記載しなければならない。ただし、基金は、通信ネットワークの強靱化やデジタル

インフラの東京圏一極集中の是正を目的としていることを踏まえれば、助成金の交付の対象となるデジタルインフラの用途は一定の制限を設けざるを得ない。特にデータセンターは、その用途が多様であることから、本マニュアルにおいて、その詳細を示す。なお、基金は国庫支出を伴って設置されたものであるから、助成金の交付を受けて設置された施設等は竣工後、継続的にその運用・利用について追跡調査を受けなければならない、間接補助事業者は説明する責務を負う。

#### (5) 財産処分（目的外使用・譲渡・廃棄・抵当権設定等）について

適化法第22条において「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令等で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない」と規定されていることから、適化法施行令、交付要綱及び交付規程により、「助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「目的外処分」という。）」することは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間」にわたって制限される。当該制限の期間（以下「処分制限期間」という。）内における目的外処分を行う場合、間接補助事業者は残存価値額（処分する施設又は設備に係る助成額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）を基金設置法人に納付しなければならない。

このため、基金事業実施計画又は施設等運用等計画に記載のない用途での使用や貸付け、間接補助事業者以外の者（他の間接補助事業者を含む。）への譲渡（売却含む）、助成金の交付を受けて設置する施設等への抵当権の設定、故障や損傷による取り壊しや廃棄等は制限される。

本助成事業はデータセンターや陸揚局等の堅牢な施設等を構築するものであるため、処分制限期間は長いもので約40年と非常に長期に及ぶことから、適切な財産管理のため、少なくとも年に1回、基金設置法人又は総務省に対して助成金の交付を受けて取得した財産の管理や使用状況について報告を行わなければならない。

#### (6) 施設等の規模等について

特にデータセンターや海底ケーブル陸揚局は、その業態上、竣工時において必ずしも、その容量等の全てを使用して情報通信設備を設置するものではないものの、基金は国庫支出を伴って設置されたものであるから、助成金の交付を受けて設置される施設等の規模は、その交付の目的に照らして必要最小限度でなければならない、過剰な規模であってはならない。このため、設置される施設等の規模や能力等については、その必要性の根拠を施設等運用等計画において明らかにしなければならない、その竣工後、継続的にその運用・利用について追跡調査を通じ、施設等の規模や能力等の妥当性の検証を受けなければならない。この場合、竣工後から施設等の容量や能力等を十分に活用するまでの目論見期間をいたずらに長く計画することは設備等の規模が、その交付の目的に照らして必要最小限度でな

ればならないという趣旨を没却させるものであるから、竣工後から5年を目途に施設等の容量や能力等を十分に活用するものとする。

## 2 事業実施期間

### (1) 事業実施期間

予算単年度主義により通常、国庫補助を受ける事業は当該年度中に事業を終えなければならない。しかし、デジタルインフラの整備は、工期が複数年度にわたり事業規模も大きいことなどから、国の予算の弾力的な支出が有効であることから、今般、基金設置法人に基金を設置して、これを財源として助成事業を実施することとなった。したがって、通常の国庫補助事業と異なり、本助成事業では、複数年度にわたる間接補助事業の実施が認められる。ただし、基金は国庫支出を伴って設置されたものであるから、間接補助事業が複数年度の長期にわたり、かつ事業費が大きいことを踏まえれば、その進捗は、継続的に管理されなければならない。間接補助事業者は月に一度、基金設置法人への報告をしなければならない。また、当該年度に取得した財産を一覧にして、年に1回報告をしなければならない。

### (2) 助成事業実施期間及び基金の設置期間

交付要綱第28条第1項の規定により助成事業は令和8年3月31日までの実施となっていることから、間接補助事業は必ずこの期日までに完了しなければならない。この期日は、自然災害等の予期し得ない不測の事態によって間接補助事業の実施が遅延した場合であっても繰り下げることにはできない。基金は、同条第2項の規定により令和9年3月31日まで設置されるが、これは出納整理のための期間である。

## 3 助成対象範囲・経費

助成事業には3つの助成メニューがあり、特定電気通信施設整備事業はデータセンター（特定電気通信施設）、サーバ等（特定電気通信設備）及びインターネットエクスチェンジ設備、水底線路陸揚局整備事業は海底ケーブル陸揚局、水底線路整備事業は国内海底ケーブルの設置等を助成対象とする。

### (1) 助成対象となるべき施設等の用途等

#### ① データセンター（特定電気通信施設）

「データセンター」の語は非常に多義的であるが、狭義にはサーバ等を設置することを目的とした建物である。このデータセンターの建物躯体のみを貸し出す、躯体に加えて電源設備や空調設備等を備えたものを貸し出す、サーバ等の設置スペースの一部を貸し出す、これらに加えサーバ等も併せて貸し出す等の様々なサービス提供形態が存在するが、原則これらは全て助成対象となる。ただし、既設のデータセンターの除却を伴う設置等は認められないが、データセンターの設置等には、改築・増築・増床を含む。また、データセンターは専らサーバ等及びインターネットエクスチェンジ設備の設置の用途に用いられるものでなければならない。他の用途と併用されるものは助成対象として認

められない。さらに、設置されるサーバ等の用途等には、基金が、通信ネットワークの強靱化やデジタルインフラの東京圏一極集中の是正を目的としていることを踏まえ、一定の制限を設ける。

## ② サーバ等（特定電気通信設備）

助成対象となるサーバ等とは、交付要綱においておおむね、データセンターに設置されて使用されるためのネットワークに接続された電気通信設備としている。よって、助成事業の対象となるサーバ等の主たる用途は、SaaS、PaaS、IaaS等のクラウドサービス、電気通信サービスの提供その他オンラインサービスの提供である。ただし、設置されるサーバ等の用途等には、基金が通信ネットワークの強靱化やデジタルインフラの東京圏一極集中の是正を目的としていることを踏まえ、一定の制限を設けることとし、主として以下のとおりとする。また、既設のサーバ等の除却を伴う設置等は認めない。

### ア サーバ等が設置されるデータセンターは助成金の交付を受けるものであること

基金は、デジタルインフラの東京圏一極集中の是正等を目的としていることから、新たに東京圏以外に設置されるデータセンターを支援すべきであり、助成事業の対象となるサーバ等は、助成金の交付を受けるデータセンターに設置されるものであることとする。

### イ サーバ等には、汎用性がないものは含まれないこと

基金は、通信ネットワークの強靱化等を目的としており、汎用性のない特定の計算処理のみに特化した設備や当該設備を設置するためのデータセンターを助成することは適切でないことから、助成対象として認めない。具体例としては、暗号資産であるビットコインのマイニングに特化した機器や当該機器を設置するためのデータセンターは助成対象として認めない。

### ウ 間接補助事業者自身のみが受益するものではあってはならないこと

助成金の交付を受けて設置されたサーバ等は、当該サーバ等の設置者以外が主たる受益者とならなければならない。具体例としては、当該サーバ等の設置者の労務管理のみにしか使用されない場合は助成対象としては認められない。ただし、サーバ等の能力全てを自ら使用する場合であっても、自ら運営するショッピングサイト等、最終受益者が他人であれば助成対象として認められる。

### エ サーバ等は、専ら計算や分析等のサービス提供のために使用されてはならない

基金は、通信ネットワークの強靱化等を目的としていることから、専ら計算・分析・解析等のサービス提供のために、助成金の交付を受けて設置したサーバ等を使用することは認められない。ただし、IaaS等のサービス形態において、当該サービス利用者が計算や分析等に使用することは認める。

## ③ インターネットエクスチェンジ設備

ISP等の電気通信事業者が相互に接続するための設備を助成対象とする。なお、助成

金の交付を受けて複数のインターネットエクステンジ設備をそれぞれ異なるデータセンターに設置する場合において、これらデータセンターの間を結ぶ専用線等の費用は助成対象外であることに留意すること。(助成対象となるのは、専らインターネットエクステンジ設備を設置する費用に限る。)

④ 海底ケーブル陸揚局（水底線路陸揚局）

助成対象となる海底ケーブル陸揚局は、その設置と併せて海底ケーブルが新規に敷設されるものに限り、当該敷設が既設経路の多重化にとどまるものは含まない。また、既設の陸揚局の除却を伴う陸揚局の設置等は助成対象として認めない。陸揚局に接続される海底ケーブルは国際海底ケーブル及び国内海底ケーブルのいずれも許容されるが、海底ケーブルの敷設に係る費用は助成対象外である。

⑤ 海底ケーブル（水底線路）

助成対象となる海底ケーブルは、専ら海に敷設するための光ファイバに限る。なお、水底線路整備事業として助成金の交付を受ける海底ケーブルに接続される陸揚局の設置は水底線路整備事業の対象としては認められない。(併せて水底線路陸揚局整備事業の助成金の交付を申請する必要がある。)また、国際海底ケーブルは助成対象外である。

(2) 助成金の交付の上限及び複数事業の取扱い

① 助成金の交付の上限

1つのデータセンター又は陸揚局に係る助成金の交付の上限は40億円である。これは、この上限は、当該施設等に係る複数の間接補助事業者の助成金の交付額を通算して適用される。つまり、Xデータセンターに関してA社が30億円の助成金の交付決定を受けていた場合、Xデータセンターに対してB社が助成金の交付決定を受けうる金額の上限は10億円となる。なお、この通算は、複数棟のデータセンターであっても、社会通念上、一の施設として取り扱うことが適当である場合は、当該複数棟を通算して40億円とする。

なお、全ての助成対象について、助成金の交付の下限は100万円とし、これに満たない事業は助成金交付対象外とする。

② 一の者が、複数の施設等に助成金の交付を受けることを希望する場合

一の者が、複数の施設等の設置等について助成金の交付を受けることを希望する場合、原則として、個別の施設等ごとに交付の申請(公募申請)を行うこと。なお、この場合、審査や交付の決定(採択)は、申請ごとになされることとなる。複数の施設等を束ねて一括で交付の申請(公募申請)をすることを希望する特別の理由がある場合は、事前に基金設置法人に相談し、その指示によること。

(3) 助成対象範囲・経費

**【留意点】**

- 設置等しようとする施設・設備が事業の目的に照らし必要最小限であるか。
  - ・過剰なもの、不必要なもの等を計上していないか確認すること。
  - ・個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に必要なでない施設・設備は、たとえ本項の①～③に該当するものであっても、交付の対象とはならない（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確等）。
- 設置等した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
  - ・竣工後、使用の見込みがないものがないようにすること。（追跡調査を実施する）
- 重複投資になっていないか。
  - ・特に、既存の施設等と同じ敷地に助成対象施設等を設置する場合において、通常、既存の施設等と共用すべきものを、これをせずに新規に設置する等の重複投資を排除すること。
  - ・特にデジタルインフラはその性質上、継続的・安定的稼働が求められることから、これを確保するために、予備の設備等を設置・備蓄等することは許容しうるが、その程度は最小限度とすること。また、当該程度の根拠は明らかにすること。
- 用地費・道路費（②）や附帯工事費（③）は、助成事業の実施に必要最低限の費用であるかどうか。
  - ・用地の取得費及び整備費は助成対象外である。
  - ・施設等の設置等に係る工事等に真に必要な用地の利用等や調査設計に係る費用等に限られる。
  - ・特に漁業補償費については、その金額の算出根拠は明らかにすること。
- 助成対象経費でないものが含まれていないか。
  - ・助成対象経費に該当するか明確に判断出来ないものについては、基金設置法人に対し協議すること。
- 交付決定を受ける前に契約をしていないか。
  - ・交付決定を受けるより前に契約等を行ったものに係る経費は、助成対象外である。

**① 施設・設備費（施設又は設備の設置に要する経費）**

メニュー	内容
ア 鉄塔	敷地外から引き込んだ電力線や通信線を、敷地内に敷設する際に架空させ又は支持する場合等に用いるための鉄柱やコンクリート柱。 コンクリート柱、鋼管柱等（根かせを含む。）のほか、避雷針、接地線材、上記装置等に関する収容板・収容箱、取り付け金具等を含む。
イ 局舎・建物	データセンターや海底ケーブル陸揚局の建物躯体（建物として必要な床・壁・天井、建物基礎を含む。）のほか、建物内の設備等。 施設内にサーバ等を設置するために必要な電源設備、空調設備、耐震/制震/免震設備、消火/消防設備及びセキュリティ設備等を含み、その工事に関する設備や配線、収容板・収容箱、取り

メニュー	内容
	<p>付け金具等も含まれる。</p> <p>局舎・建物の設置等については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が助成対象となる単独建物と、助成対象外の施設との合築により整備される合築建物が想定されるが、単独建物のみが助成対象となる。</p> <p>なお、改修の場合は、助成対象となる施設に係る工事項目は次のとおり。（修繕を目的とした工事は助成対象外。）</p> <p>(ア) 床上げ工事 電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事等。</p> <p>(イ) 空調設備工事 空調機の設置工事、配管工事等。</p> <p>(ウ) 電源設備工事 電源の増設工事、配線工事等。</p> <p>(エ) 躯体補強工事 床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等。</p> <p>(オ) 内装工事 間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事等。</p> <p>(カ) 撤去工事 配線の撤去工事、産廃処理費用等。（既存施設等の除却は含まない）</p>
ウ 外構施設	<p>局舎・建物を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装等。</p>
エ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）	<p>局舎・建物等において、外部からの電力を各機器へ安定供給するための設備（受電盤、分電盤、電線引き込み送電線等）。</p> <p>上記設備の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。</p>
オ 送受信機	<p>通信線を通じてデータや情報等を伝送するための装置（ルーター、L2/L3 スイッチ、POE スイッチングハブ等のネットワーク機器）。</p> <p>上記装置の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具、運用管理用パソコンも含まれる。</p>
カ 伝送用専用線	<p>局舎・建物から敷地近傍の電力柱・通信柱等までの間等において各種データや情報等を伝送するための以下に掲げる線路設備のほか、海底ケーブル及び当該海底ケーブルと陸揚局の間を結ぶ線路設備。</p> <p>(ア) 線路（光ファイバケーブル、クロージャ、カプラ、保安器等）</p> <p>(イ) OLT</p> <p>(ウ) 変調装置</p> <p>(エ) 上記の設置に関する収容板・収容箱、取付け金具等</p> <p>※効率的なルートで配線を行う必要がある。</p> <p>※陸揚局と海底ケーブルの間を除き、施設等の敷地外に敷設される伝送用専用線は助成対象外。ただし、引込みのため最低限必要なものは認める。</p>
キ ケーブル	<p>局舎・建物内等において整備する送受信装置等の各種データや情報等を伝送するために必要なケーブル（LAN ケーブル、構内</p>

メニュー	内容
	光ケーブル等)、配管、ケーブルラック等。 上記の設置に必要な各種部材等を含む。 ※屋外に設置されたケーブルは、本項目ではなく、「カ 伝送用専用線」に該当する。
ク 中継増幅装置 (分岐装置を含む。)	陸揚局間等、各種データや情報等を伝送するための中継・分岐装置や増幅装置等(海底に設置するものを含む)。 上記の設置に必要な各種部材等を含む。
ケ 電源設備(予備電源設備を含む。)	局舎・建物等において、停電や緊急時に各機器への電源を安定供給するため設備。(設置に係る各種部材等を含む) (例) 予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、電源ケーブル ※非常用電源(蓄電池・UPS)については、各事業目的に必要な時間の対応となっており、必要最低限の時間とすること。また、特殊事情がない限り、最大72時間を超えないこと。
コ 監視・制御・測定装置	通信を安定して行うために設備を管理及び測定する装置(設置に係る各種部材等を含む) (例) 遠隔制御装置、高機能制御監視受信機、ステータスマニター、ネットワーク監視装置、測定装置、システム監視装置
サ サーバ類(特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備として用いるものを含む)	データセンターに設置されるSaaS、PaaS、IaaS等のクラウドサービスや電気通信サービスの提供その他オンラインサービスの提供に必要なサーバやISP等の電気通信事業者が相互に接続するためのインターネットエクスチェンジ設備等。(記憶装置及びインターネットエクスチェンジ設備を含み、設置に係る各種部材等を含む)
シ その他事業を実施するために必要な経費	事業を実施するために必要となる設備等。
大臣が別に定める施設・設備	上記設備を設置する際、必要となる経費。(交付要綱又は交付規程補足事項別紙参照。)

## ② 用地費・道路費

用地費・道路費	<p>局舎・建物の設置等のための工事に必要な最低限の用地の利用や、道路の整備等に要する経費。局舎・建物が占有するための用地の取得や造成のための経費は除く。</p> <p>○用地費 工事に必要な一時的な資材置場の確保等のために必要な用地の利用等の経費。</p> <p>○取り付け道路整備費 原則として最短の経路で構築し、それができない場合に限り、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、局舎・建物の設置に伴って必然的に発生する道路や、局舎・建物以外に利用されない道路等が対象として認め</p>
---------	---



	られる。ただし、用地の取得費は含まない。
--	----------------------

### ③ 附帯工事費

共通経費（附帯工事費）	<p>工事全般に係る以下の経費のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査設計費（注1）     交付決定後に実施する現場調査、詳細設計 等</li> <li>○施工・構築費（注1）</li> <li>○改修補強費     施設および電柱（自営柱、電力柱、通信柱等）等の改修・補強に係る費用等</li> <li>○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）</li> <li>○漁業補償費（間接補助事業実施に係るものに限る）</li> </ul>
-------------	--

（注1）調査、設計、施工に付随して必要な道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

### （4）助成対象とならない経費等

交付要綱等で助成対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの	—
交付要綱等で交付対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの	—
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	—
予備機器	ただし、法令等で予備機器の設置が義務付けられている等必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	交付決定日より前に締結された契約及び工事着工を事前着工といい、これを助成対象としない。（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。）
消費税	—
ソフトウェア	ただし、別紙6（後掲）参照
ランニングコスト	<p>例えば、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通信料、電気使用料金</li> <li>○土地使用料（賃借料）（工事中のものを除く）</li> <li>○共架費（電柱使用料）（工事中のものを除く）</li> <li>○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管</li> </ul>

	理費用 ○光ファイバケーブル等の共架や支障移転費用 ○管路使用料（工事中のものを除く） ○コロケーション費用 ○竣工後における海底ケーブル修繕時等に生じる漁業補償費 ○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用等
修繕に係る費用	事業実施に必要な改造ではない修繕は助成対象外。

#### 4 助成事業における利益排除について

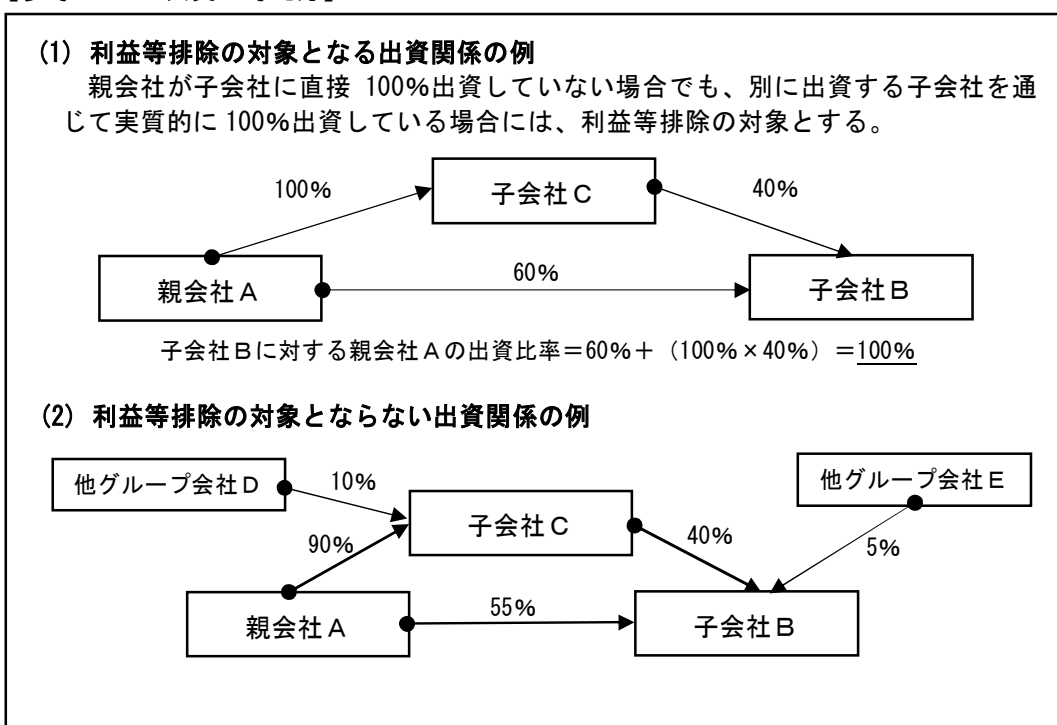
##### (1) 利益排除の対象となる調達先

助成事業において、助成対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、助成対象経費の中に間接補助事業者の利益相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。

そこで、間接補助事業者が以下の者から調達を行う場合、最低価格落札方式（定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、以下の者以外の者からも応札があった場合を除き、利益を排除するものとする。

- ① 間接補助事業者（自社調達を行なう場合）
- ② 間接補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等（以下、「100%子会社等」とい。）又は親会社
- ③ 協議会等の構成員及びその100%子会社等又は親会社

【参考：100%出資の考え方】



$$\text{子会社Bに対する親会社Aの出資比率} = 55\% + (90\% \times 40\%) = \underline{91\%}$$

## (2) 利益排除の方法

利益排除の方法については、以下に掲げるいずれかの方法によること。なお、方法については①を原則とするが、①に抛り難い場合は②、②に抛り難い場合は③の方法によるものとする。

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料率等が取り決められている場合、その率等を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における経常利益率（経常利益÷売上高。小数点第2位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。）を用いる方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合を言う。）の場合は、利益排除の必要はない。

## 5 消費税仕入控除税額

助成事業は国庫補助事業であるから、助成金の交付は非課税取引である。このため、最終的に間接補助事業者は、仕入れに係る消費税額に助成率を乗じた額（消費税仕入控除税額）が減額された助成金の交付を受けることとなる。消費税仕入控除税額は、毎年度報告すること。

## 6 当該助成事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該助成事業と他事業（他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。基金設置法人と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり示す。

### (1) 費用按分

- ① 費用按分が必要なケース
  - ア 事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加設置等する場合
  - イ その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を助成対象外とする場合）
- ② 費用按分の対象経費
  - ア 他省庁国庫補助事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
  - イ 出精値引き等
  - ウ 消費税仕入控除税額

### ③ 費用按分方法の基本的考え方

- ア 施設等の場合は専有面積による按分など比例按分を原則とする。
- イ 通信線を共用する場合は使用芯線数による比例按分を原則とする。
- ウ その他ケースに応じて個別に判断する。

## 7 助成額

区分	額
特定電気通信施設整備事業(データセンター、サーバ等、インターネットエクスチェンジ設備)	助成対象経費の2分の1に相当する額
水底線路陸揚局整備事業(海底ケーブル陸揚局)	助成対象経費の2分の1に相当する額
水底線路整備事業(海底ケーブル)	助成対象経費の5分の4に相当する額

## 8 申請の手続について

### 【留意点】

#### ○公募申請の前

・本公募に対する申請に当たっては、適化法、適化法施行令、交付規則、交付要綱、交付規程及び本マニュアルの規定を確認して行うこと。公募申請書の提出をもって、特に交付要綱、交付規程及び本マニュアルに記載の内容について、申請者の同意があったものとみなすことに留意すること。

・基金設置法人が提出を受けた書類は返却しないことに留意すること。当該書類は、助成事業の実施に必要な範囲で使用した後、基金設置法人において廃棄する。

・本助成事業の助成対象の性質上、電気通信事業者に限らない多様な者が助成事業主体となることから、申請者の詳細を説明する資料の提出を求めるから留意すること。

#### ○事業に係る経費の見積もり根拠となる資料その他の資料

・申請内容の根拠として提出する資料(例:経費見積書に対する見積書等)については、申請者ごとに助成金の交付を受けることを希望する事業の検討状況が異なることから、申請者ごとに判断の上、申請内容の根拠が確認できる資料を提出すること。この際、提出する根拠資料と申請内容の対応が基金設置法人にとって明らかであるように配慮すること。

#### ○公募申請と交付申請

・申請には、公募申請と交付申請があることに留意すること。公募申請を行った後、間接補助事業採択の内示を受けた者のみが交付申請を行うことができ、助成金の交付決定を受ける。

#### ○間接補助事業採択に係る審査

・審査は、公募申請書その他提出書類のみをもって行うものであり、助成金の交付を受

けることを希望する事業の説明を聴取する場合は設けないものであることに留意すること。

・審査の結果（間接補助事業としての採択/不採択）の通知は全ての申請者に個別に行うが、不採択の理由は個別に教示することはしない。

・評価基準に合致しても、他の申請との比較により不採択となる場合がある。

・公募申請に応じるために生じた費用は、採択・不採択問わず助成されないので留意すること。

○助成金の交付決定を受けた者の公表

・基金は国庫支出を伴って設置されたものであるから、その用途たる助成金の交付先は明らかにしなければならない。このため、基金設置法人は、助成金の交付決定を受けた者を公表するから、留意すること。具体的には、交付決定を受けた者の名称、交付決定額、助成金の交付を受けて設置等する施設等の種別、竣工予定時期及び施設等の場所を予定する。

○助成金の交付の決定を受けた後

・基金設置法人に対する毎月の事業進捗報告、毎年の取得財産の報告等の各種報告を聴取するので、これに対応しなければならないことに留意すること。

・間接補助事業の実施内容変更は原則、交付規程に基づく変更承認の手続を経ずして認められないので、必ず基金設置法人と事前に協議すること。

## （１）公募申請と交付申請について

### ① 公募申請

助成事業では、交付申請の前に、公募による申請受付を行うこととしている。

公募の段階にあつては、次の（２）②に記載している公募申請書及び交付申請書案等を提出すること。また、提出に当たっては基金設置法人が指定する電子メール等の利用により提出すること。

公募の段階では、公募申請書に基づいて次の（６）の採択基準により審査を行い、予算の範囲内で間接補助事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた助成事業主体は、正式な交付申請書による交付申請を行うものとする。

### ② 交付申請

申請書の提出について書面による申請のほか、オンラインのみによる提出も可能である。なお、申請書への押印は不要となる。

書面による提出に当たっては、交付申請書（交付要綱様式第１号）は正本と副本（コピーしたもの）の２部及び電子データを提出すること。また、オンラインによる提出に当たっては、基金設置法人が指定する電子メール等の利用により１部提出すること。

なお、基金設置法人からの交付決定等の通知については、交付規程第２６条に基づき、オンラインによる送付としてよいか確認を行う必要があるため、オンラインによる送付の希望の有無を申し出ること。また、オンラインを希望しない場合であっても、原則として印は省略することとなるが、印付きの文書が必要な場合は、申請時にその旨申し出ること。

(2) 公募申請書の作成について

① はじめに

他の国庫補助事業等を併用する場合、他の助成事業主体と協働で施設等を設置等する場合、連携主体として申請する場合等は、公募申請においてその旨を明示するとともに、その詳細や区分を明らかにした書類を添付すること。また、概要図、見積書については、助成対象がわかるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

② 公募申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

**01 公募申請書**（別紙1）

**02 提出書類一覧表**（別紙2）

評価基準に適合することを示す資料は、対応する評価基準を併せて示すこと。

**03 交付申請書 案**（交付規程様式第1号）

公募においては「（案）」を付記すること。

**04 間接補助事業の概要**（交付規程様式第1号別紙1）

**05 暴力団排除に関する制約事項**（交付規程様式第1号別紙2）

**06 間接補助事業実施計画**（交付規程様式第1号別紙3）

主要な工事とその概要、事業全体のスケジュール、施設等の設置場所、当該設置場所の所有関係及び周辺の状態、施設等の内容（構造、面積等）等。施設等設置場所の図面及び施設等の見取り図（必要な設備の数等の確認ができるものを提出すること。）等を添付すること。

**07 施設等運用等計画**（交付規程様式第1号別紙4）

施設等の用途、施設等竣工後の運用等の計画（当該施設等の規模が必要最小限であることを示すこと。）、助成金の交付を受けて取得する財産の管理体制等。特に施設等の用途に関しては、記載がない使用を行った場合、助成金交付の目的外の使用とみなし、助成金の返還を求めることも想定されるため、網羅的に記載すること。例えば、データセンターや陸揚局の一棟貸し、コロケーション、サーバ等のホスティングやハウジング、海底ケーブルの芯線貸し、帯域貸し等は、一般的な業態であり助成対象として認められる他者への施設等の貸出しであるが、助成金の交付の申請（公募申請）時に施設等の用途としてあらかじめ施設等運用等計画に記載しなければならない。

**08 事業に係る経費の見積書その他の根拠となる資料**（交付規程様式第1号関係）

**08-1 経費見積書（総括表・内訳表）**（別紙3）

**08-2 見積もりの根拠となる資料**

複数事業者の相見積、積算の根拠となる公的な単価資料等。

**09 デジタルインフラ整備基金助成事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書**（別紙4）

**10 契約予定内容に関する調査票**（別紙5）

### 11 申請者の詳細を説明する資料

申請者の事業目的、事業内容、事業実績、役員、主な出資者、財務状況等、申請者の詳細を説明する資料を提出すること。

### 12 評価基準に適合することを示す資料

評価基準に適合し、又はより高い水準で達成していることなどを示す資料を対応する評価基準ごとに提出すること。

### 13 その他必要な資料

次の資料等を必要に応じて提出すること。

- ・ 他の国庫補助事業等との併用、協働事業実施、連携主体申請等の申出書  
他の国庫補助事業等を併用する場合、他の助成事業主体と協働で施設等を設置等する場合、連携主体として申請する場合はその旨を示すこと。あわせてその詳細や区分を明らかにした書類を添付すること。また、概要図、見積書については、助成対象がわかるよう記載もしくは色分け等を行うこと。
- ・ 他事業との費用按分を整理し説明する資料
- ・ ソフトウェアに助成金の交付を希望する場合、別紙6「助成対象とするソフトウェア」との対応を説明する資料

### (3) 08-1 経費見積書

- ① 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、助成事業主体が自ら作成すること。
- ② 別紙3「経費見積書（総括表・内訳表）」を用いて作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下、審査すべき内容についてまとめたので確認すること。
- ③ 見積書に記載されている費目が、Ⅲ3の交付対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は基金設置法人へ確認すること。

(見積書作成の留意点)

- 1 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- 2 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと（交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。）。「一式〇〇円」となっている場合はその内訳を備考欄又は別紙に記載し提出すること。
- 3 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- 4 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。助成金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。積算根拠として備考欄に記載されている基準等がある場合は、当該資料を添付すること。

(確認方法の例)

- ・ 複数者の見積合わせ

- 5 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- 6 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- 7 他事業との費用按分について  
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、当該部分の総事業費、按分計算方法と助成金と他事業それぞれの事業費を別紙3「経費見積書（総括表・内訳表）」において記載すること。  
なお、按分方法については、本マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- 8 施設について  
施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。
- 9 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）を直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- 10 積算の根拠とした公的な根拠資料、公的基準、積算資料等は別途まとめて提出すること。  
(参考) 主な公的基準
  - ・国土交通省土木工事標準積算基準
  - ・国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
  - ・建設物価
  - ・公共工事設計労務単価
  - ・電気通信関係技術者等単価
  - ・公共建築工事共通費積算基準
  - ・設計業務委託等技術者単価

※ 消費税は対象外となるので留意すること。

#### (4) 契約予定内容に関する調査票（別紙5）

助成金の適正な支出を図るため、予定する主要な契約の内容、契約の形態、金額を示すこと。

#### (5) 添付図面について

添付図面は、助成金の内容を把握できるものとする。具体的には、「用地付近の見取り図」、施設内における機器の設置状況がわかる図面（「施設内レイアウト図」、「ラック実装図」、「装置系統図」）で構成すること。

各図面には「図面名」、「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、助成金の



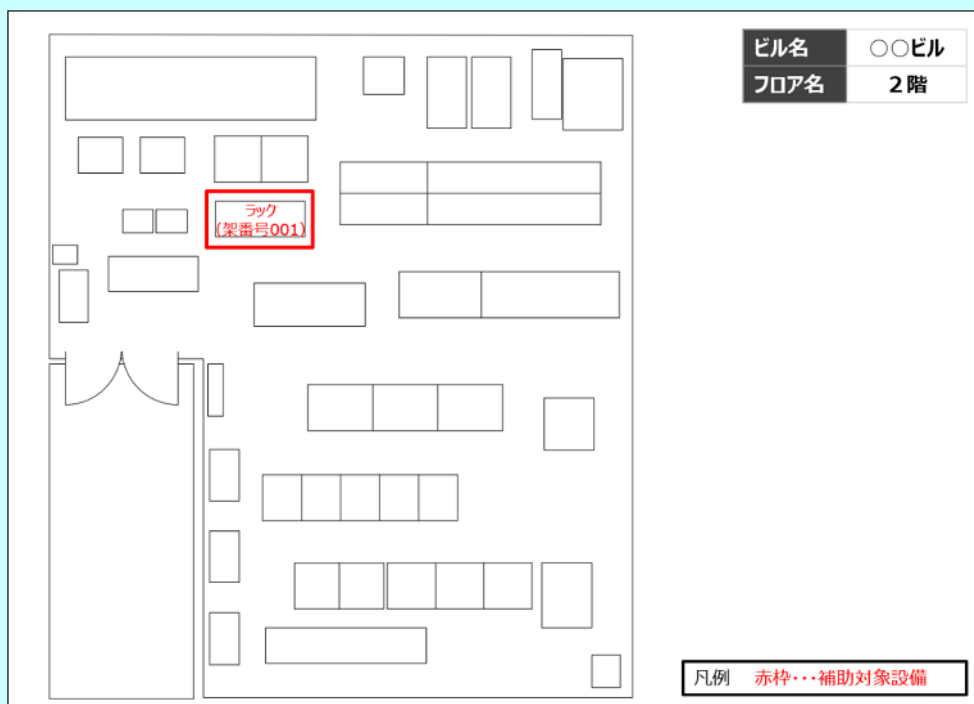
交付対象となる部分とそうでない部分を色分けすること。

(例)

(1) 施設内における機器の設置状況がわかる図面

① 施設内レイアウト図

- ・助成金とそれ以外の部分に分かるように色分けすること
- ・建物内のレイアウトを表示すること（室名も記載すること）
- ・ラック、電源装置等の比較的大きい機器が局内のどこに設置されているかフロアマップベースで確認できるもの。

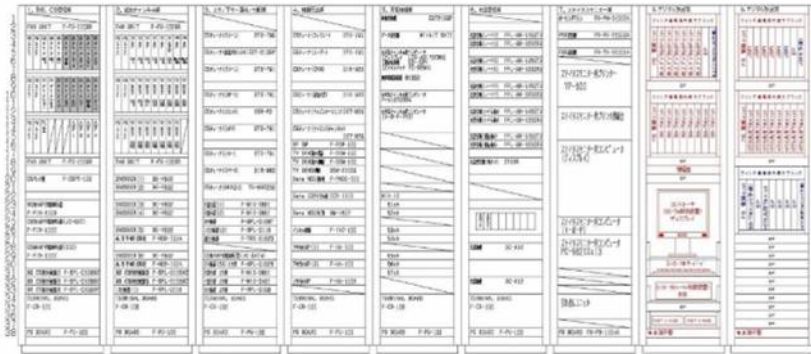


② ラック実装図

- ・ラック内に補助対象機器を設置する場合、その配置を確認できるもの。

【ラック実装図（例）】

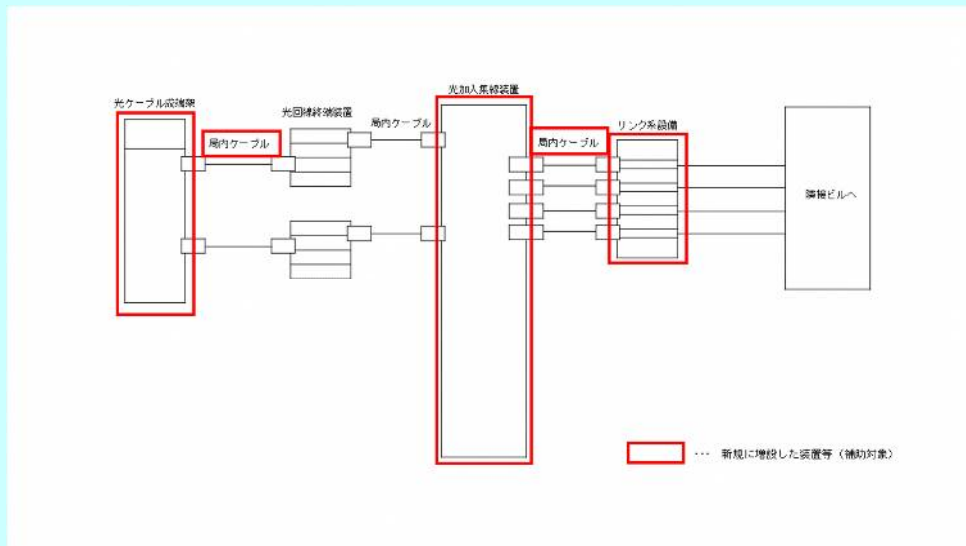
凡例：赤・・・補助対象設備  
 青・・・補助対象外設備  
 緑・・・共有設備  
 黒・・・既設設備等



### ③ 装置系統図

・主に局内ケーブルの設置状況を確認するために系統図形式にしたもの。

【装置系統図（例）】



※実際の図面には経費見積書との整合性確認ができるよう各機器の名称を記載すること。

### (2) 用地・道路の整備

用地全体がわかる図面。図面には整備する施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すようすること。

### (6) 採択基準について

申請の採択に当たっては、審査基準により内容を審査のうえ、採択する。

## IV 交付決定後

### 1 契約について

助成事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、基金設置法人の交付決定通知日以降でなければならず、交付申請書において示した事業期間内に終えるものでなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、助成金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、原則として一般競争入札とし、限定的に指名競争入札または随意契約を認める。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（毎月、「助成事業に係る契約状況の把握に関する調査」を基金設置法人が実施する）

### 2 計画変更等について

#### （1）計画変更承認が必要な内容

以下①又は②に該当する計画変更を行う場合は、変更承認を受ける必要がある。

- ① 助成対象経費区分ごとに配分された金額のいずれか低い額の20%を超える流用増減がある場合。
- ② 事業内容を変更するとき（当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。）

申請に当たっては、交付規程様式第4号による変更承認申請及び変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を提出すること。

#### （2）軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料を作成し、基金設置法人に確認を取ること。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認すること。（基金設置法人と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については助成対象外となる場合がある。）

- ① 変更理由書
- ② 申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ③ 見積書については申請時と変更後の相違表
- ④ 申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められない場合は例えば以下のとおり。

（軽微な変更として認められない例）

- ・施設等運用等計画の変更（変更の内容によっては軽微な変更と認める場合もある）

#### （3）事業の中止、廃止について

間接補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得

ないこともあるので、基金設置法人に相談すること。

#### (4) 事故報告について

間接補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合は、基金設置法人に相談すること。なお、間接補助事業の完了日とは工事の竣工日を指す。

#### (5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

### 3 差金回収について

限られた予算でより多くの助成事業主体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

#### (1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の間接補助事業者に対しては、基金設置法人が実施する「助成事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。間接補助事業者は、基金設置法人からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告することとする。

#### (2) 採択案件の交付決定額の変更

##### ① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した間接補助事業者は基金設置法人に対して交付決定額の変更を申請することとする。

##### ② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

### 4 各種報告について

助成金の交付を受けて間接補助事業者となった者は、適化法に基づく交付要綱や交付規程により、以下の報告等を、間接補助事業実施中又は間接補助事業完了後（助成金が支払われた後も含む。）に行わなければならないから、遺漏なく対応すること。

なお、以下の報告とは別に、交付決定内容の変更や事業の中止・廃止等の申請等の申請承認手続や、届出手続もある。申請承認手続や届出手続は事前に基金設置法人に相談すること。

#### (1) 間接補助事業実施中

報告の種類	説明
1 事故報告	時期：事業が期間内に完了できない又は実施困難となった場合 規定：交付規程第9条

報告の種類	説明
2 状況報告	時期：基金設置法人から要求があった場合 規定：交付規程第10条第1項 ※：以下の報告を求めることを予定している。 ①毎月の間接補助事業の進捗状況、及び契約金額100万円以上の調達の報告（助成事業に係る契約状況の把握に関する調査）（翌月末までに報告） ②毎年度末の経理の状況報告（中間経理検査）（毎年度末翌月中目途・提出物は個別に調整）
3 有利子資金の借入れの報告	時期：随時 規定：交付規程第10条第2項
4 取得財産等管理明細書の提出	時期：毎年度末翌月中に 規定：交付規程第20条第3項 ※：単価50万円以上の取得財産等（交付規程第17条第1項関係）を記載すること
5 各種評価、追跡調査等に必要の情報提供	時期：随時 規定：交付規程第22条

（2）間接補助事業完了後

報告の種類	説明
1 助成金に係る消費税仕入控除税額確定の報告	時期：毎年度及び実績報告 規定：交付規程第3条第7項など
2 実績報告	時期：事業完了（竣工）から30日を経過した日までに 規定：交付規程第12条第1項
3 各種評価、追跡調査等に必要の情報提供	時期：随時 規定：交付規程第22条 ※：以下の報告を求めることを予定している。 ①取得財産等の管理・使用状況の報告（年1回） ②施設等運用等計画の追跡調査（年1回）

## V 実績報告

### 1 実績報告書の作成について

#### （1）はじめに

実績報告は、助成金の交付決定を受けた間接補助事業が完了したことを間接補助事業者が実績報告書をもって基金設置法人に報告するものである。基金設置法人は、実績報告書及び証憑書類等の提出を受けて経理の検査をし、間接補助事業者に支払う助成金の額を確定させる。経理の検査に当たっては、基金設置法人が会計帳簿の閲覧や必要に応じ実地での検査を行う。

なお、経理の検査については、間接補助事業者と基金設置法人の双方の負担平準化の観点から、毎年度に中間的な経理の検査を予定している。

## (2) 取得財産等の確認

間接補助事業者は、実績報告を行う前には、取得財産等管理明細表に記載の取得財産等を目視等で照合を行うこと。

また、取得財産等のうち特に動産については、「令和〇年度デジタルインフラ整備基金助成事業」と表示されたラベルを貼付（注1）するなどし、他の財産と区別し管理できるようにすること（注2）。

注1：ケーブル等は表札を付する等。

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、助成金の返還を求める場合がある。

## (3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

### ① 実績報告書（交付規程様式第10号）

### ② 支出総括表及び支出内訳書、支出総括表差異表

### ③ 証憑書類（支出の根拠となる注文書・契約書等、請求書、領収書）（写し可）

内訳がわかるものも添付すること。また、工事請負契約等に係る総括表を併せて提出すること。

### ④ 完成写真

### ⑤ 用地付近の見取り図、施設内レイアウト図等

交付決定時（変更承認を受けている場合は、変更承認後）から変更がある場合は、当該箇所がわかるようにすること。

### ⑥ 施設・設備等集計表

### ⑦ 施設等運用等計画

交付決定時（変更承認を受けている場合は、変更承認後）から変更がある場合は、理由とともに当該箇所がわかるようにすること。

### ⑧ 口座設置届

（注1）実績報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

（注2）助成事業に関連、又は重複する国の事業がある場合は、その区分がわかる施設概要図に各々の事業の対象箇所がわかるように色分け等すること。

## (4) 提出方法

事業主体は、補助事業が完了した日から30日を経過した日までに基金設置法人へ書類を提出すること。

## (5) 報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

- ① 申請時の目的・内容と相違がないか（交付申請書の目的・内容どおりに助成事業が完了しているか。）。
- ② 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。）。
- ③ 請求書や領収書等の内容は適正か。

#### 経理の審査について

##### 1 はじめに

実績報告書の様式では、添付書類として「証憑書類」を求めている。提出すべき証憑書類は、実績報告書において支出したとした支出額を裏付けることができるものである。具体的には、資材等の注文書・納品書・請求書・領収書や請負等の契約書・請求書・領収書等である。契約書等の資料が大部に及ぶ場合には当該契約書の特に主要な箇所を抽出する等することを妨げない。なお、証憑書類は、支出総括表の各項目との対応を明らかにして提出すること。

##### 2 証憑書類の内容について

###### (1) 留意事項

ア 請求書等は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書等は、額を記載した「かがみ」と積算根拠の詳細がわかる「内訳」を提出すること。内訳については、間接補助事業と他事業の費用按分等がわかる内訳書と交付申請時の見積りと請求書等の内容の差異が分かるものとする。

ウ 内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

###### (2) 審査する内容

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に基金設置法人に確認をとった事項も含め、支出総括表差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

→〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

金額を交付規程上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 証憑書類

・事業者名（代表者名も必要）

・日付（各書類に順序の誤りがないこと。請求日は間接補助事業者が基金設置法人へ実績報告書を提出する日以前となっていること。）



- ・工事名（「令和〇年度デジタルインフラ整備基金助成事業」の記載があること。）

③ 内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 助成対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

④ 添付図面は事実を的確に示しているか。

⑤ 添付写真は図面と機器が一致するか。

添付写真について

1 作成の考え方

整備した施設・設備等の事実を確認できるものとする。助成対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、明示すること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

ただし、材料検収用写真、作業前、作業中の写真は不要とする。

なお、助成事業すべての設備・機器等の写真を提出することまでは必ずしも求めないが、特に取得単価50万円以上の財産等は基金設置法人が提出を求める場合があるので、対応できるようにすること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

デジタル写真によるカラー撮影とする。（写真は経年変色しない用紙で提出すること。）

(2) 編さん方法

写真は、設備・機器名、管理番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、助成事業により整備した設備と補助対象以外の設備等が同一写真内に写っている場合は、整備した設備がわかるように赤枠で囲む等、明示すること。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている設備・機器の場合

施設フロア全景→個々の機器等の設置全景及び個々の機器等の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。

(2) 屋外に設置されている設備・機器・ケーブルの場合

すべての機器等について写真を撮る必要はない。主要部分が確認できれば足りるものとする。



- ① 単価 50 万円以上の機器等  
全景+機器等の拡大写真
- ② 単価 50 万円未満の機器等  
全景を撮影し、該当機器等に印を付けること。
- (3) 局舎等施設・用地等について  
局舎等施設については、工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等は、工事終了後の写真とする。

## 2 経理等について

### (1) 助成金の支払い

基金設置法人から「特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）の額の確定通知書」（交付規程様式第 11 号）により助成金の額が通知される。これを受けて間接補助事業者は、交付規程第 14 条第 2 項に定める「特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）精算（概算）払請求書」（様式第 12 号）を基金設置法人に提出すること。

基金設置法人では、提出された書類を確認後、提出された「口座設置届」の口座に助成金を振り込む。

### (2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

間接補助事業者において、間接補助事業完了後において、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付規程第 3 条第 8 項の規定により消費税仕入控除税額を基金設置法人に報告しなければならない。基金設置法人ではこの報告を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めるとする。

なお、間接補助事業は複数年度にわたって実施されることが想定される。このため、間接補助事業の実施期間中に係る消費税の申告は複数回あることを踏まえ、間接補助事業者は、毎年度消費税仕入控除税額を基金設置法人に報告することとする。

### (3) 間接補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、間接補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。

### (4) 間接補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること。

また、各物品には、必ず「令和〇年度デジタルインフラ整備基金助成事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、追って実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

### (5) 間接補助事業により取得した財産の処分

助成金にて整備した施設・設備を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ基金設置法人

の許可を得ること。

## VI 問い合わせ先・申請書類の提出先

### 1 問い合わせ先・申請書類提出先

基金設置法人（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）のウェブサイト内にあるウェブフォームを経由して、御連絡ください。

URL : [https://www.ciaj.or.jp/dc\\_inf/](https://www.ciaj.or.jp/dc_inf/)

### 2 助成事業に係る省庁問合せ先

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

電話 : 03-5253-5111 (内線 5853)

e-mail : [datacenter@ml.soumu.go.jp](mailto:datacenter@ml.soumu.go.jp)

改版履歴

令和4年5月13日 第1版 CIAJ-P デ第0021号

令和 年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会  
会長 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

デジタルインフラ整備基金助成事業  
間接補助事業者 公募申請書

標記について、「デジタルインフラ整備基金助成事業公募要領（令和4年5月 CIAJ-P デ第 0031 号）」の「11 留意事項」に同意し、次の書類を添えて申請します。

- 1 交付申請書 案（別紙含む。）
- 2 事業に係る経費の見積書その他の根拠となる資料
- 3 評価基準に適合することを示す資料
- 4 その他必要な資料

(担当者欄)

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E-Mail：

## デジタルインフラ整備基金助成事業 提出書類一覧表

通し番号	書類名	対応する評価基準（注2）	備考
01	公募申請書		
02	提出書類一覧表		
03	交付申請書 案		
04	別紙 1 間接補助事業の概要		
05	別紙 2 暴力団排除に関する誓約事項		
06	別紙 3 間接補助事業実施計画		
06-1	間接補助事業実施計画の添付図面		
07	別紙 4 施設等運用等計画		
07-1	施設等運用等計画の根拠となる資料		
08-1	経費見積書（総括表・内訳表）		
08-21	見積もりの根拠となる資料 1		
08-22	見積もりの根拠となる資料 2		
09	オンラインによる処分通知等に関する申出書		
10	契約予定内容に関する調査票		
11	申請者の詳細を説明する資料		
12-1	評価基準に適合することを示す資料 1		
12-2	評価基準に適合することを示す資料 2		
13	その他必要な資料		

- (注1) 提出書類のファイル名は「(通し番号2桁)\_(資料名)」とすること。関連する書類は、枝番を用いること。
- (注2) 「評価基準に適合することを示す資料」は、書類ごとに、どの評価基準の根拠であるかを評価基準の番号を記入して示すこと。
- (注3) 欄が足りない場合は、行を追加して記載すること。
- (注4) 書面で資料提出をする場合には、通し番号と書類名を示す頭紙を資料ごとに付すこと。

経費見積書総括表

事業の区分: 特定電気通信施設整備事業・水底線路陸揚局整備事業・水底線路整備事業

実施主体: ●●株式会社

整備地域(市町村名): ▲▲県■■市

(注意事項)  
○シート「内訳書」とリンクされており数値は自動で入力されるため、原則本表における記載事項は「件名」、「実施主体」、「整備地域(市町村名)」のみ。

項番	項目	全体		助成対象部分		助成対象外部分	
		金額	備考	金額	備考	金額	備考
I	施設・設備費	0		0		0	
	① 資材費等	0		0		0	
	(ア) 鉄塔	0		0		0	
	(イ) 局舎・建物	0		0		0	
	(ウ) 外構施設	0		0		0	
	(エ) 受電設備	0		0		0	
	(オ) 送受信機	0		0		0	
	(カ) 伝送用専用線	0		0		0	
	(キ) ケーブル	0		0		0	
	(ク) 中継増幅装置	0		0		0	
	(ケ) 電源設備	0		0		0	
	(コ) 監視装置	0		0		0	
	(サ) 制御装置	0		0		0	
	(シ) 測定装置	0		0		0	
	(ス) サーバ類	0		0		0	
	(セ) その他事業を実施するために必要な経費	0		0		0	
	② 工事費	0		0		0	
	(ア) 鉄塔	0		0		0	
	(イ) 局舎	0		0		0	
	(ウ) 外構施設	0		0		0	
	(エ) 受電設備	0		0		0	
	(オ) 送受信機	0		0		0	
	(カ) 伝送用専用線	0		0		0	
	(キ) ケーブル	0		0		0	
	(ク) 中継増幅装置	0		0		0	
	(ケ) 電源設備	0		0		0	
	(コ) 監視装置	0		0		0	
	(サ) 制御装置	0		0		0	
	(シ) 測定装置	0		0		0	
	(ス) サーバ類	0		0		0	
	(セ) その他事業を実施するために必要な経費	0		0		0	
II	用地費・道路費	0		0		0	
	① 用地の利用費・道路の整備費等	0		0		0	
	② その他	0		0		0	
III	共通経費(附帯工事費)	0		0		0	
	① 調査設計費	0		0		0	
	② 施工・構築費	0		0		0	
	③ 改修補強費	0		0		0	
	④ 負担金・漁業補償費等	0		0		0	
	⑤ 諸経費	0		0		0	
I～III合計(税抜き)		0		0		0	
出精値引き		0		0		0	
I～III合計(税抜き)(出精値引き後)		0		0		0	
I～III合計(税込み)(出精値引き後)		0		0		0	

項番	項目	全体					助成対象部分					助成対象外部分				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
1	施設・設備費				0				0						0	
①	資材費等				0				0						0	
	(ア) 鉄塔				0				0						0	
	(イ) 局舎・建物				0				0						0	
	(ウ) 外構施設				0				0						0	
	(エ) 受電設備				0				0						0	
	(オ) 送受信機				0				0						0	
	(カ) 伝送用専用線				0				0						0	
	(キ) ケーブル				0				0						0	
	(ク) 中継増幅装置				0				0						0	
	(ケ) 電源設備				0				0						0	
	(コ) 監視装置				0				0						0	
	(サ) 制御装置				0				0						0	
	(シ) 測定装置				0				0						0	
	(ス) サーバ類				0				0						0	
	(セ) その他事業を実施するために必要な経費				0				0						0	
②	工事費				0				0						0	
	(ア) 鉄塔				0				0						0	
	(イ) 局舎・建物				0				0						0	
	(ウ) 外構施設				0				0						0	
	(エ) 受電設備				0				0						0	
	(オ) 送受信機				0				0						0	
	(カ) 伝送用専用線				0				0						0	
	(キ) ケーブル				0				0						0	

(注意事項)  
 ○該当する経費項目がない場合でも、着色されている行は削除しないこと。  
 ○行を追加した場合は、各集計行の数式を修正すること。  
 ○原則、小数点以下切り捨てで横の計算を行うこと。  
 ○備考欄には、費用按分の有無、按分方法や単価等の根拠を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。  
 ○ソフトウェア経費など費目が詳細になる場合には、適宜様式で別紙にまとめること。(ソフトウェア経費については、マニュアルで定められているもの(助成対象)、そうでないもの(助成対象外)の区分表を作成すること)  
 ○按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、助成対象部分は切り捨て、助成対象外部分は切り上げて計算すること。  
 ○「一式」で計上する場合は、備考欄に内訳を記載することとし、大部に及ぶ場合等は、内訳を示す資料を別に付すること。その際、どの費目に係るものか明らかにすること。



項番	項目	全体					助成対象部分					助成対象外部分					
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	
	(ク) 中継増幅装置				0					0						0	
	(ケ) 電源設備				0					0						0	
	(コ) 監視装置				0					0						0	
	(サ) 制御装置				0					0						0	
	(シ) 測定装置				0					0						0	
	(ス) サーバ類				0					0						0	
	(セ) その他事業を実施するために必要な経費				0					0						0	
Ⅱ	用地費・道路費				0					0						0	
①	用地の利用費・道路の整備費等				0					0						0	
②	その他				0					0						0	
Ⅲ	共通経費(附帯工事費)				0					0						0	
①	調査設計費				0					0						0	
②	施工・構築費				0					0						0	
③	改修補強費				0					0						0	
④	負担金・漁業補償費等				0					0						0	
⑤	諸経費				0					0						0	
Ⅰ～Ⅲ合計(税抜き)		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-	-	0	
出精値引き		-	-	-			-	-	-			-	-	-			
Ⅰ～Ⅲ合計(税抜き)(出精値引き後)		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-	-	0	
Ⅰ～Ⅲ合計(税込み)(出精値引き後)		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-	-	0	

令和 年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会  
会長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

デジタルインフラ整備基金助成事業に係る  
オンラインによる処分通知等に関する申出書

標記について、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（令和4年5月 CIAJ-P デ第0011号）第26条の規定に基づき、以下のとおり申し出ます。

- 1 基金設置法人からの通知等について、オンラインによる送付の希望  
{希望する・希望しない}
- 2 基金設置法人からの通知等について、捺印の希望  
{希望する・希望しない}

## 契約予定内容に関する調査票

(1) 助成事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
合計					

- 注1 「契約の形態」は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入。  
 注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積りを取った者数を記入。  
 注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。  
 注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

(2) 前記(1)の契約において、助成対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	見積額（円）	うち助成対象外見積額（円）
合計				

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名（予定）	随意契約の理由
		※具体的な理由を記載して下さい。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

## 助成対象とするソフトウェア

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入費等は交付対象外となる。ただし、助成事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト、また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に助成対象とする。

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPS管理ソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS : Uninterruptible Power Supply (無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。(個別サーバ用)【ウイルス検出/駆除/キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID: Redundant Arrays of Inexpensive Disks
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス/キャッシュ機能】	
	ファイアウォールソフト(ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ/ウイルス対策/認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	システムログ管理ソフト	システム等のログを記録・管理する。	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB ( Server Load Balancing)等

通し番号	
------	--

書類名	
-----	--

- (注1) 書面で資料を提出する場合、提出書類一覧表に記載した内容と同一の、通し番号及び資料名を記載し、提出書類ごとに最初に添付する。
- (注2) 電子にて資料を提出する場合には、添付不要。